

電気通信事業法第 30 条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる
電気通信事業者の指定に関する告示の一部改正案及び
関連ガイドラインの改定案に対する意見並びにその考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年1月 21 日(土)~同年2月 20 日(月)
案 件 番 号:145210027

意見提出者一覧

意見提出者 2件(法人:1件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人
2	KDDI株式会社

■電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定案

意見	考え方	修正の有無
<p>意見7 ● 改定案に賛同。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>今般、NTTレゾナントが、禁止行為の相手先事業者*として指定されているNTTコミュニケーションズ(以下「NTTコム」という。)から、指定条件を満たすコンシューマ事業の移管を受けたことから、直ちにNTTレゾナントを禁止行為の相手先事業者として指定することは、禁止行為規制の厳格な運用を図る観点から適切であると考えます。</p> <p>本改定案は、上述の内容を明確化するものであることから、賛同いたします。</p> <p>なお、電気通信市場検証会議(第27回)(令和4年3月8日)の弊社資料(資料27-2のP.27)で指摘したとおり、NTTコムがNTTドコモのモバイルネットワークを借りて提供していたコンシューマ向けMVNOサービスを、NTTレゾナントがNTTコムからサービス提供を受け、再販でMVNOサービスとして提供する形態は、NTTコムを介した間接取引による禁止行為規制の潜脱の懸念があります。</p> <p>上記課題に対しては、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和4年度)」に記載されているとおり、引き続き、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」の確認項目である「グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証」を通じて検証を行い、NTTコムにおける、NTTドコモからの仕入価格、NTTレゾナントへの再卸価格を把握する等して、遵守状況を確認すべきと考えます。</p> <p>*: 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

■ その他

意見	考え方	修正の有無
意見8 ● 意見募集の受付締切日時は誤記ではないか。	考え方8	
受付締切日時の「2023年2月20日0時0分」は「2023年2月21日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領の「5 意見提出期間」に「20 日(月)まで」との記載があるから。 【個人】	○ 誤記でしたので、受付締切日時を修正しました。	無